

農業ひろさき

2024年4月1日 (第218号)
(令和6年4月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



「ひろさきスタートアップる塾」受講生募集!

りんご生産での就農希望者や新規就農者を対象に、栽培や経営に関する基礎的な知識・技術を学ぶための講座を開催します。座学・実習・視察研修のほか、先輩農業者との意見交換など、受講者同士で交流を深めながら、一緒にりんご生産について学びませんか。

受講を希望される方は、4月12日(金)までに、受講申込書の提出が必要となります。詳しくは、問い合わせ先へご連絡ください。

◆開催日程 令和6年4月から令和7年2月までの土曜日(全10回程度)、各回3~4時間程度

◆会場 弘前市りんご公園(清水富田字寺沢125)ほか

◆応募資格 就農希望者または新規就農者(令和4年1月1日以降に就農)で、次の4つを満たすこと

- ①弘前市内在住、もしくは弘前市内での就農を希望しているまたは就農していること
- ②令和6年4月1日時点の年齢が満15歳以上であること
- ③就農予定時または就農時の年齢が満64歳以下であること
- ④原則として、すべての講座に参加できる見込であること

◆定員 20名程度(書類審査により選考)

◆受講料 無料

※詳細は、市ホームページもしくは
問い合わせ先にてご確認ください。

■問い合わせ先 農政課担い手育成係
(市役所前川本館3階) ☎40-0767



春の農作業安全運動実施中

農作業が本格化するこれからの季節は、農作業事故が多くなります。

耕起や田植え、薬剤散布など大型機械を使用する作業や、摘花など高所で行う作業では、転落・転倒により重大な事故となる危険性がありますので、作業場所をよく確認し、危険な箇所には目印を設置するなど、事前の対策に取り組みしましょう!

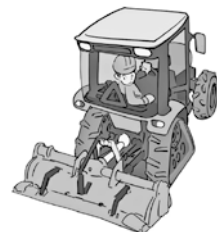
※農作業安全のポイント!

- ①慣れた作業でも油断せず、注意して行いましょう。
- ②自分を過信せず、十分な休憩を取りましょう。
- ③一人での作業は避け、やむを得ず一人で行う場合は家族に作業場所を伝え、携帯電話を持ちましょう。

※弘前市内での農作業事故の発生件数

- 令和3年 ⇒ 事故6件
(うち死亡事故3件)
- 令和4年 ⇒ 事故3件
(うち死亡事故3件)
- 令和5年 ⇒ 事故6件
(うち死亡事故2件)

■問い合わせ先
農政課農産係(市役所前川本館3階)
☎40-0504



令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

相続登記の申請義務化は、すでに相続が発生し不動産の相続登記がなされていないものも対象となります。正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適応対象となります。又、より簡易に相続登記の申請義務が履行できるように、相続人申告登記が新たに設けられます。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は青森地方法務局弘前支局までお問い合わせください。

◎法務省ホームページ「不動産を相続した方へ~相続登記・遺産分割を進めましょう~」

■問い合わせ先 青森地方法務局弘前支局
(早稲田三丁目1-1)
☎26-1150
(音声案内2番)



「養成事業」研修生募集のお知らせ

- ①第34期青森県りんご産業基幹青年養成事業
 - ◆研修内容 栽培技術・流通・経営・教養など
 - ◆研修期間 令和6年7月～令和8年3月
 - ◆募集人員 23名
 - ◆対象年齢 25歳から概ね35歳のりんご栽培に従事している方。
- ②青森県りんご病害虫マスター養成事業
 - ◆研修内容 りんご病害虫の発生予察から防除までの基礎知識及び応用技術など
 - ◆研修期間 令和6年6月～令和7年3月
 - ◆募集人員 15名
 - ◆対象年齢 概ね30歳から45歳のりんご栽培に従事している方。

市では、次のとおり養成事業の研修生を募集します。研修受講をご検討の方はご相談ください。

- 応募資格 将来りんごの自立経営をできる意欲のある方で、青森県りんご協会の会員、もしくは家族会員である方。
- 申込方法 応募資格をご確認のうえ、青森県りんご協会地区支会長の推薦をもって申し込みとなります。地区支会長は、申込期日までに推薦書を提出してください。
- 申込締切 5月2日(木)
- ※応募多数の場合は選考となります。
- ※今後、内容等の一部が変更となる場合もあります。
- 問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105



トイレの購入を支援します!!

農業労働力雇用環境整備事業

農業者等が雇用環境の改善を目的として実施する園地等へのトイレ設置に要する経費の一部を補助します。

- ◆対象者
 - ①市内に住所を有する農業者
 - ②市内に本店を有する農地所有適格法人



- ◆主な要件
 - ・経営面積が1ha以上あること
 - ・親族以外の雇用があること

- ◆補助金額

トイレ設置に係る経費の2分の1、又は10万円のいずれか少ない額

- ◆申請受付 4月1日(月)～(予算の範囲内で先着順)
- ◆申請に必要なもの
 - ・購入金額がわかる書類(見積書等)
 - ・印鑑

- ◆留意事項

トイレは必ず交付決定後に購入してください。

- 問い合わせ先 農政課地域経営係(市役所前川本館3階) ☎40-7102

りんご防除機械等導入事業について

市では、弘前市内に住所を有する3戸以上の農業者で構成され、かつ、組織の運営に関する規約などがある団体(共同防除組合など)がスピードスプレーヤー、貯水槽及び揚水・配水機械器具を導入する経費の一部補助を実施しております。

- ◆補助率等
 - ①申請時点で収入保険又は果樹共済に全員が加入している団体：経費の20%以内(上限170万円/台)
 - ②上記以外の団体：経費の20%以内(上限120万円/台)

防除機械等の導入をお考えの方はその他要件もございますので、詳細は下記までご連絡ください。4月以降、予算の範囲内で随時受け付けしております。

- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105



果樹経営支援対策事業

りんご園の改植(令和7年春植え)などを国が支援する果樹経営支援対策事業について以下のとおり受付しています。

市内に住所を有する方で補助金の活用を希望する場合は、お申し込みください。

- ◆つがる弘前農協組合員申込先 →所属している各支店

- 問い合わせ先 つがる弘前農協農業振興課 ☎82-1090

- ◆申込締切 5月10日(金)

- ◆津軽みらい農協組合員申込先 →石川支店

- 問い合わせ先 津軽みらい農協石川グリーンセンター指導係 ☎92-3311

- ◆申込締切 5月31日(金)

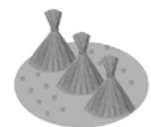
※各農協組合員以外の人

- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎40-7105

稲わらは燃やさず有効利用しましょう!

稲わら焼却の煙は、健康に悪影響を及ぼしたり、交通障害を引き起こす可能性があります。稲わらは収集し、敷きわらや堆肥の原料として活用する等燃やさずに有効利用しましょう。また、春にすき込む場合は、雪が溶けては場が乾いたら、できるだけ早くすき込むようにしましょう。

- 問い合わせ先 中南地域県民局 地域農林水産部農業普及振興室 ☎33-2903



農業農村整備を支援します！

市では、国の補助事業を活用した、用排水路、ほ場、道路、ため池の整備等、地域の実情に応じた農業農村整備事業を行っています。

補助事業の詳細な内容を知りたい方、又は補助事業の活用をお考えの方は、お問い合わせください。

◆農業農村整備事業の活用事例

- ・農道の拡幅整備
- ・樹園地におけるかんがい施設の整備
- ・ほ場の排水対策、土壌改良
- ・老朽化が進行している農業水利施設の更新整備
- ・ため池や用排水施設等の整備など



◆詳細はこちら

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/shoukai/index.html>

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係
(市役所前川本館3階)

☎40-2955



新たな農業経営士、 青年農業士を紹介します

令和5年度に県から、農業経営士、青年農業士に認定された本市の農業者を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は15人、青年農業士は23人となります。

【農業経営士】

【青年農業士】

【青年農業士】



溝江 尚樹さん 山下 大地さん 對馬 雅之さん

令和6年度農地賃借料情報

■問い合わせ先 農業委員会農地調整係(市役所前川本館3階)
☎40-7104

農地の賃貸借契約を締結する際の目安にしてもらうため、農業委員会では、令和4年1月から令和5年12月までの賃貸借契約における市内の水田や樹園地などの賃借料を集計した賃借料情報を提供します。

～農地の賃借料を決める際の参考としてご活用ください。～

1 田(水稲)、樹園地の部

参考地区	区分	実績面積 (㌥)	すべての賃貸借			
			件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10㌥当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
水稲複合型地区 (和徳・豊田・堀越・藤代・大浦)	田(水稲)	5,728	126	68	11,200	5,500～21,600
	樹園地	1,469	30	2	8,500	3,700～15,000
果樹主作型地区 (清水・千年・裾野・相馬)	田(水稲)	3,580	90	36	10,400	5,300～16,400
	樹園地	3,336	55	8	7,300	300～18,500
果樹複合型Ⅰ地区 (弘前・東目屋・新和・船沢・岩木)	田(水稲)	5,399	131	83	11,800	7,600～21,100
	樹園地	1,883	35	2	8,200	3,200～20,000
果樹複合型Ⅱ地区 (高杉・石川・駒越)	田(水稲)	8,518	186	75	10,800	4,200～21,000
	樹園地	1,913	44	6	8,800	1,300～18,000
弘前市全域の合計及び平均	田(水稲)	23,225	533	262	11,000	
	樹園地	8,601	164	18	8,200	

2 畑(普通野菜・花き等)の部

参考地区	実績面積 (㌥)	すべての賃貸借			
		件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10㌥当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
弘前市全域	3,822	68	3	8,200	900～17,000

※平均額には、金銭以外で賃借料を支払ったものも金額換算して算入しています。

※各金額欄は、100円未満を四捨五入しています。

※金銭以外での支払いは、田が米で、樹園地はりんごが主なものとなっています。



「農地に関するご相談」は、お近くの

せん定枝を炭化して

二酸化炭素の抑制に取り組んでみませんか？

通常の燃焼より少ない煙でりんごせん定枝を炭化することができる「無煙炭化器」を貸し出しています。

炭の土壌施用は、土壌改良に効果があるだけでなく、土中に炭素が半永久的に貯留され、大気中の二酸化炭素の放出を減らすことができ、地球温暖化の抑制に繋がります。

貸出しを希望される方は、事前に書類の提出が必要となります。市HPで詳細を確認し、お申込みください。

【貸出機器】

- ①無煙炭化器（大型）…上径150cm×高さ45cm、重量23kg
- ②無煙炭化器（中型）…上径100cm×高さ34cm、重量7.2kg

■問い合わせ先 りんご課企画推進係（市役所前川本館3階）☎40-0482

●実際に借用した方の声

安定した火力で燃焼しやすい

予想以上に炭化できた



市HP



ため池・用排水路などでの水難事故に注意！

農業用のため池や用排水路などは、誤って転落するなど不慮の事故につながる危険性があります。農業等の本来の目的以外では不用意に近づかず、取水や管理作業等の際には、複数人で行うなど、十分に気を付けてください。

また、施設管理者は、水難事故の未然防止を図るために安全管理の徹底をお願いします。

さらに、日頃からの呼びかけも重要ですので、ため池や用排水路などに不用意に近づいている方を見かけた場合は、注意喚起のために声がけをするなど、地域の皆さんのご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係
（市役所前川本館3階）
☎40-2955



山火事に注意！

春は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。

山火事の原因は、たき火やたばこの始末によるものが多く、私たちの注意で防ぐことができます。

＝火を取り扱うときには、次のことを守るようにしてください＝

- ①枯葉などがある火災の起きやすい場所では、たき火をしない。
- ②強風・乾燥注意報などが発令されているときは、火気の使用を控える。
- ③たばこの火は確実に消し、吸い殻の投げ捨てをしない。



令和6年度 健診・ドックの実施について

体の異常の早期発見と早期治療のため、健診を毎年受けましょう。

弘前市内だけでなく、板柳町の一部の医療機関でも国保特定健診及び後期高齢者健診を受診できます。マスクの着用や手洗いの消毒など、感染症予防対策をして受診しましょう。

健診名	対象	料金	実施期間
国保特定健診 後期高齢者の健診	国民健康保険に加入している40歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (健診には約1万2千円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内1回に限り、無料で受診できます。)	4月25日～ 令和7年3月15日
国保人間ドック	国民健康保険に加入している40歳以上の人	4,250円 (年度内1回。国保特定健診が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担額が増減することがあります。)	4月15日～ 令和7年3月15日 ※4月1日から予約を受け付けます。
国保脳ドック		5,000円 (年度内1回。国保特定健診または国保人間ドックとは別に受診できます。)	4月1日～ 令和7年3月31日
後期高齢者の 歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (年度内1回。受診券はありませんので、被保険者証をお持ちください。)	5月1日～ 令和7年3月31日

◆詳細は『令和6年度健康と福祉ごよみ』をご覧ください。

■問い合わせ先

【国保特定健診・国保人間ドック・国保脳ドック】国保年金課国保健康事業係 ☎35-1116

【後期高齢者の健診・歯科健診】国保年金課後期高齢者医療係 ☎40-7046

